

あさひかわ農業協同組合行動計画

あさひかわ農業協同組合は、従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進

<対策>

年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年7日以上から平均年10日以上取得するよう、「促進休暇制度」の見直しを行う。

計画期間内の毎年4月～ 諸会議や文書を通じて、全従業員を対象に周知・啓発を実施する。

計画期間内の毎年10月～ 組合内グループウェアを活用し周知・啓発を実施

計画期間内の毎月 ～ 安全衛生委員会において月労働時間の報告・管理を徹底

目標2 従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり月10時間未満とする

<対策>

所定外労働の原因の把握と分析を行い、1人当たりの時間外労働を前年度と比較して削減するよう努める。

計画期間内（随時） ～ 所定外労働の原因の分析
従業員に周知
各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3 育児休業取得者に対する情報提供によりスムーズな復職を促す

<対策>

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の情報提供を行う。